

# 特殊車両通行許可・確認制度について

デジタル化の推進による新たな特殊車両通確認行制度の導入

令和4年4月1日から運用開始

## 特殊車両の通行手続

### 特殊車両通行許可制度

申請 (1経路毎)

申請内容

- 車両情報
- 発着地
- 経路
- 重量

事業者の手続

行政の手続

実際の通行

通行時/通行後

審査

協議(地方公共団体)

※手作業

決裁・許可証発行

許可 (申請した1経路のみ)

約24日 (R2年度)

通行 (許可を受けた1経路を通行可)



取締基地における取締り



WIM(自動計測装置)による取締り

### 特殊車両通行確認制度(新制度)

情報が電子データ化された道路について国が一元的に処理

車両の登録 (1回のみ)

入力情報

- 車両情報
- ETC2.0
- 重量の把握方法

経路の検索(確認請求) (ウェブでいつでも検索可能)

入力情報

- 発着地
- 経路
- 重量

通行可能な経路を回答 (ウェブ上で即時に地図表示)

※ 主経路、代替経路及び渡り線については、実際には通行条件に応じた色で表示されます

- ・取締基地における取締り
- ・WIMによる取締り
- ・ETC2.0を活用した経路確認
- ・運送依頼書等による重量確認

※国土交通大臣は、登録等の事務を一定の要件を満たす法人に行わせることが可能